（参考１）　太陽光発電の導入シナリオ（最大導入ケース）（試算）

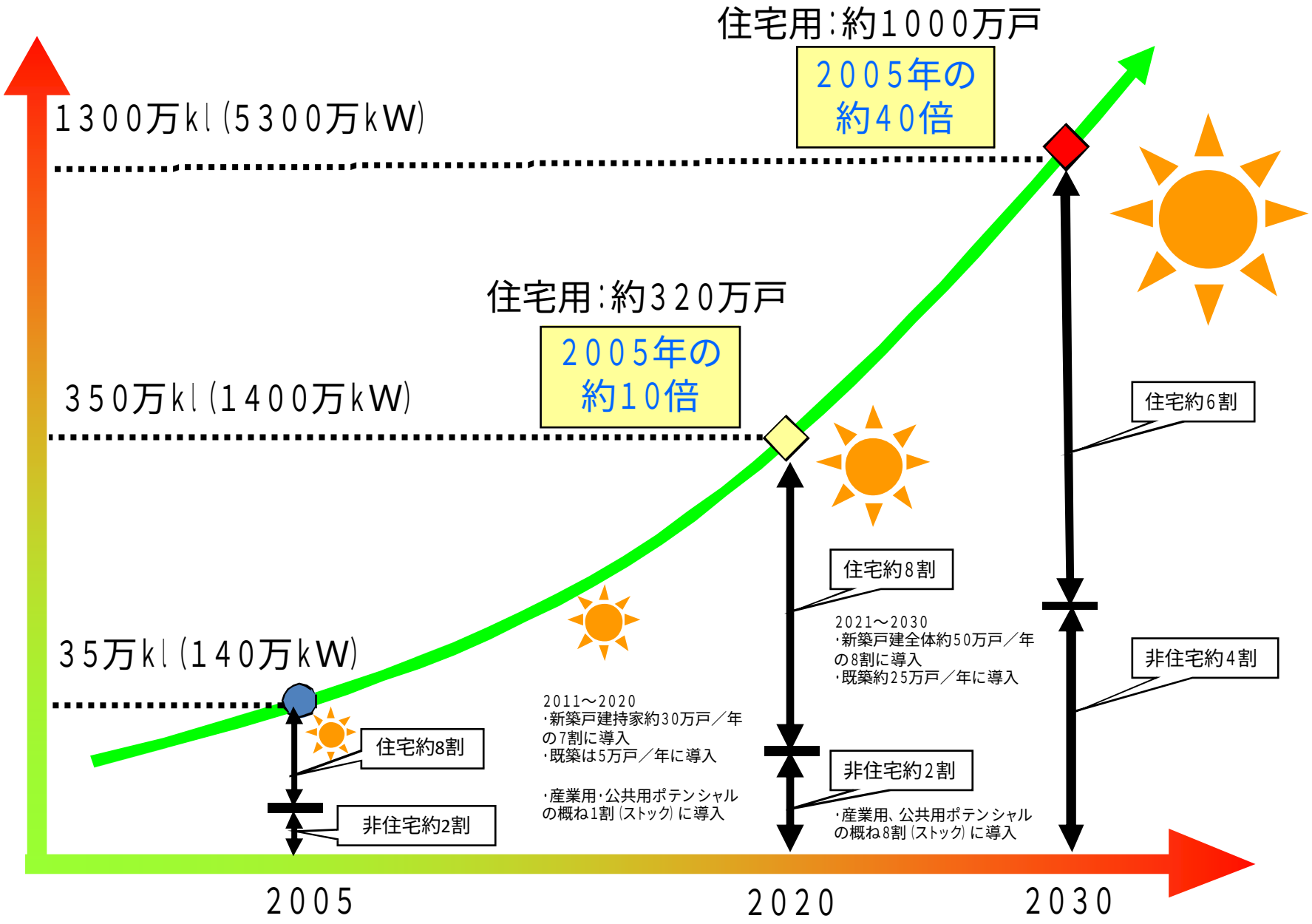

（参考２）　「買取制度」の対象を太陽光発電に限定する理由（例）

－ 太陽電池産業はもとより、素材・材料から設置・施工まで含めた太陽光の関連産業の裾野の広さ、経済の活性化、雇用の創出効果

「２０２０年時点の太陽光発電関連の経済効果は最大約１０兆円、雇用規模は最大約１１万人」（経済産業省「ソーラー・システム産業戦略研究会」報告から）

－ 我が国の太陽電池産業の高い国際競争力（高効率、長寿命）のグローバルな競争環境の中での維持・強化

－ 再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な利用可能量が多い純国産エネルギーとしての活用

「導入量を２０２０年に１０倍、２０３０年に４０倍」（「低炭素社会づくり行動計画」から）

－ 他の再生可能エネルギーと比べて国民が参画しやすいエネルギー源

－ 技術革新と量産効果による発電原価（2007年度：49円/kWh)の低減が見込まれていること

「3～5年後に太陽光発電システムの価格を現在の半額程度にすることを目指す」（「低炭素社会づくり行動計画」から）

など

（参考３）　ＩＥＡ　Deploying Renewable 2008（２００８年９月）

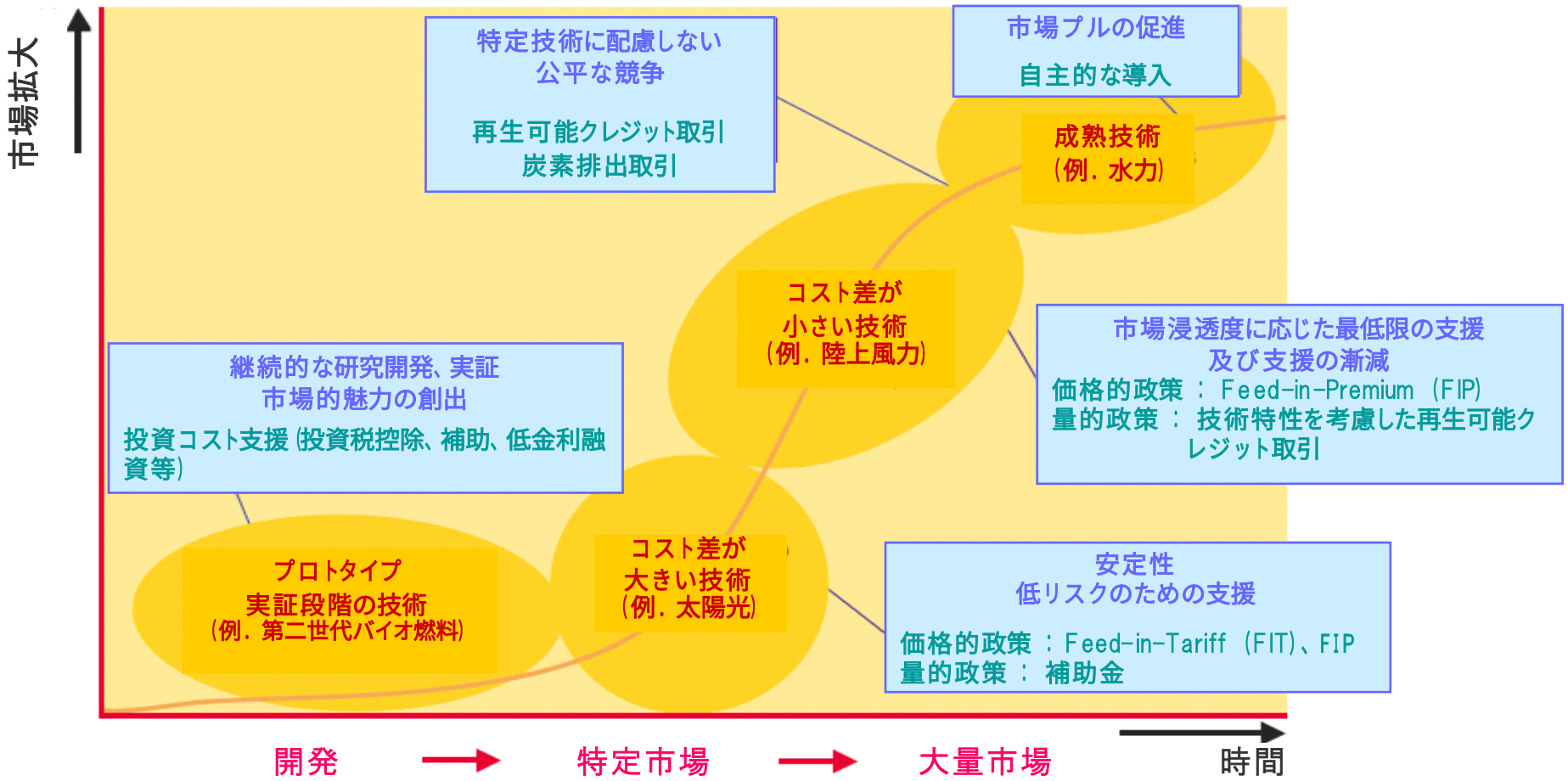

－　研究開発･実証段階のものは、研究開発投資や初期設備投資に対する支援が不可欠
－　実用化段階にあるものの、高コストの初期段階は、固定価格買取制度等による市場の確保が重要
－　ある程度コスト低減が進めば、買取価格を市場価格と連動させたり、市場浸透度に配慮しつつＲＰＳ制度を導入するなど、政府の関与を最小限にとどめ、更に市場浸透度に応じて軽減していく必要
－　最終的に市場で十分競争力をもつようになれば、グリーン電力証書など一般の制度と統合

（参考４）　「買取制度」の対象を「余剰電力」に限定する理由　（例）

－　買取総額の抑制と国民負担の抑制

－　電気事業者による自主的取組としての「余剰電力」を対象とした措置の存在

－　導入家庭などにおける「省エネ努力」の「動機づけ」（「節電インセンティブ」）

など

（参考５）　「買取制度」の対象に「既存の設置分」を含む理由　（例）

－　制度創設までに導入した家庭などの「努力」についての「評価」

－　制度開始前の当面の「買控え」の防止

など

（参考６）　太陽光発電システムの価格の低減の見通し（例）

ー　技術革新による価格の低減

システムとしての高効率化
生産技術の高度化
太陽電池の「原材料」の革新
太陽電池の「製法」の革新　など

ー　量産効果・市場拡大による価格の低減

住宅のみならず産業・公共分野での需要の創出、導入促進の支援による国内市場の拡大
グローバルな市場の拡大、グローバルな競争環境の激化　　など

ー　販売・施工などのコスト低減

販売の形態・チャネルの多様化・高度化
施工などの標準化　など

ー　価格の低減を促す制度的な枠組みの効果

「住宅用太陽光発電導入補助金」においてシステム価格の一定以下のものを補助対象に限定
「住宅省エネ改修に係る投資型減税措置」において「標準価格」を設定
「新たな買取制度」に基づく買取価格を制度開始後、毎年低減

など

（参考７）　太陽光発電システムのコスト回収（新築住宅の試算の一例）

新築住宅に３．５kWのシステムを設置した場合の試算例

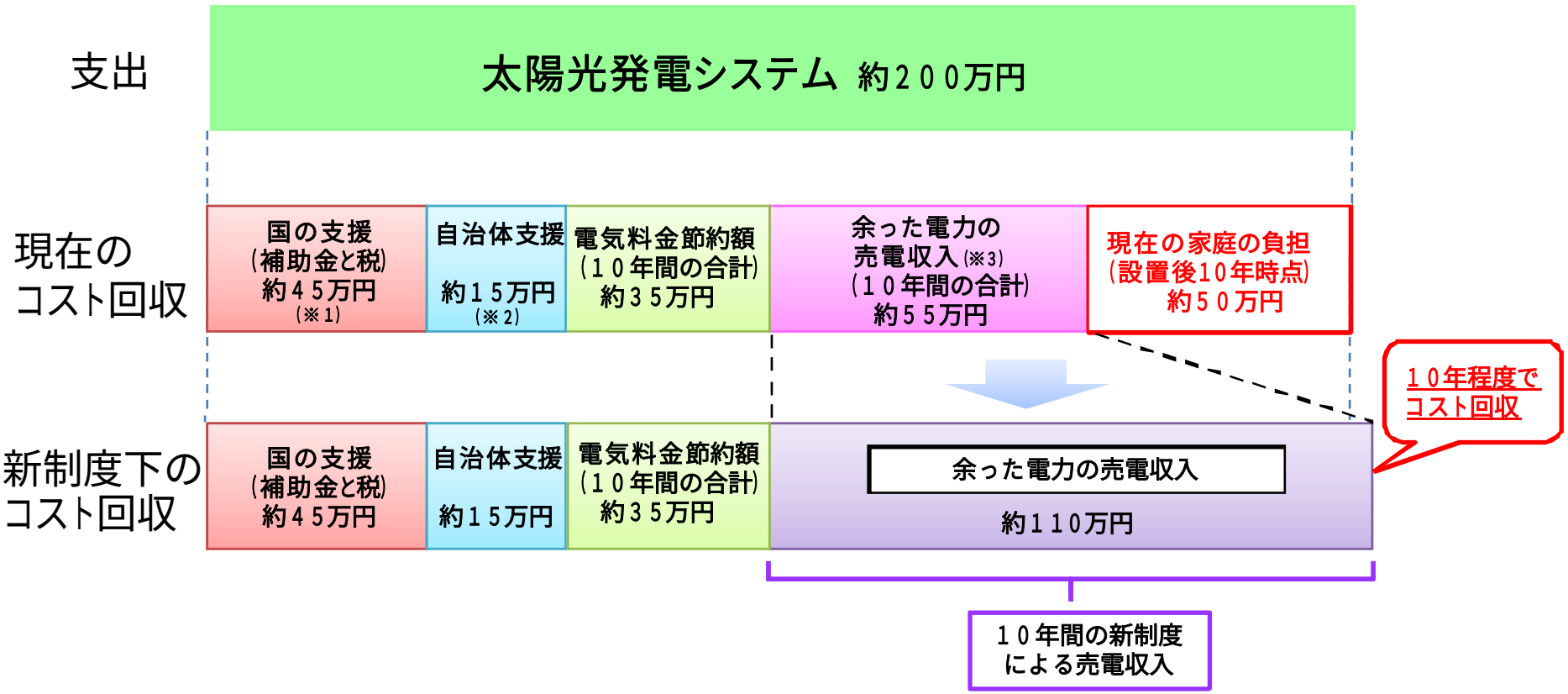

※１　補助金：約25万円＋減税：約20万円（住宅ローン減税）。
※２　補助自治体の補助額平均：約15万円。都道府県レベル、市町村レベルの補助金が存在。
※３　売電比率：現在約6割。

（参考８）　太陽光発電システムのコスト回収（既築住宅の試算の一例）

既築住宅に３．５kWのシステムを設置した場合の試算例

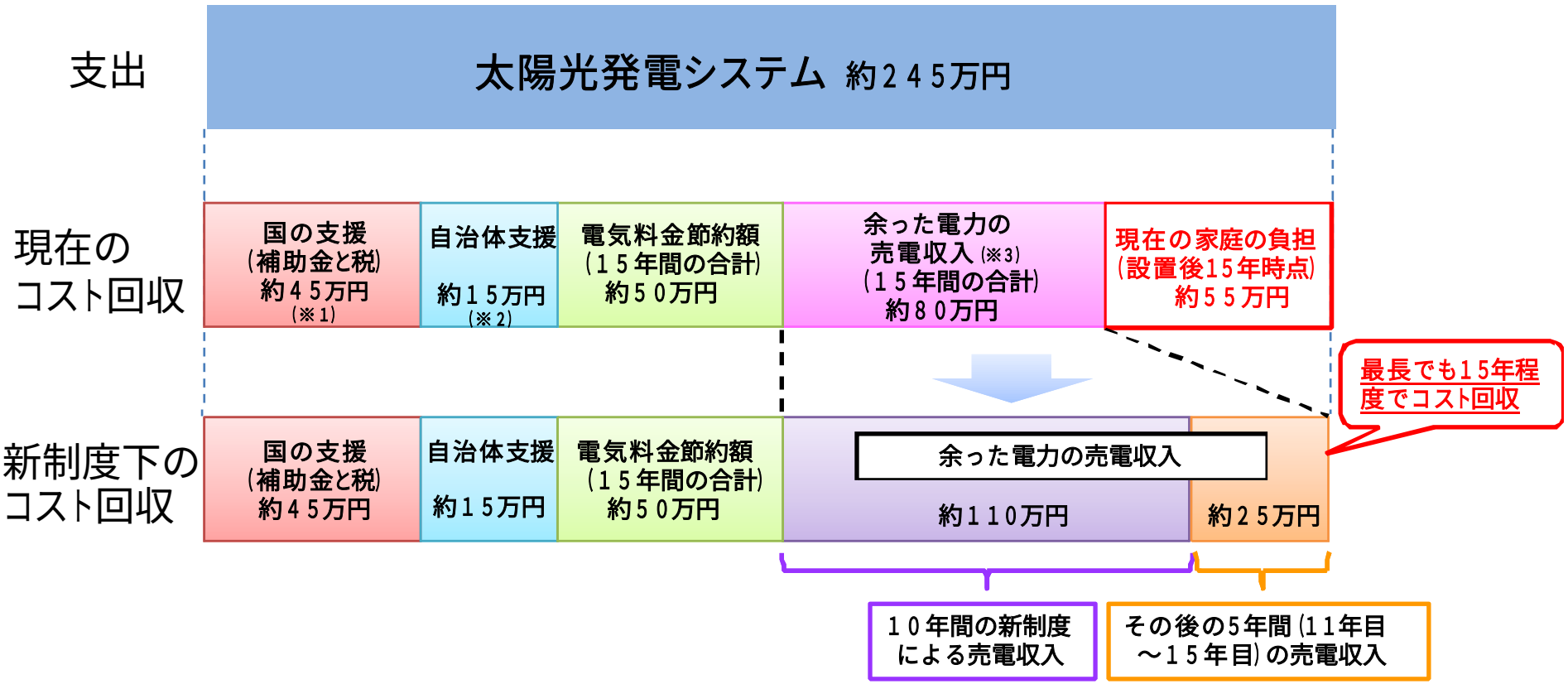

※１　補助金：約25万円＋減税措置：約22万円（省エネ改修と同時施工が要件。「二重窓工事」併用の場合）。
※２　支援措置を講じている自治体の補助額平均：約15万円。都道府県レベル、市町村レベルの補助金が存在。
※３　売電比率：現在約6割。

（参考９）　「買取制度」についての「国民の理解と協力」

「エネルギー供給構造高度化法案」（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案：平成２１年3月１０日 閣議決定）における国の責務

（再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映）

第十四条

国は、特定エネルギー供給事業者による再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るために再生可能エネルギー源の利用に要する費用を当該特定エネルギー供給事業者による電気、熱又は燃料製品の供給の対価に適切に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。